

最高裁秘書第496号

平成31年2月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成30年12月28日付け（平成31年1月4日受付、最高裁秘書第2号）で
申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととし
ましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判所HPにおいて、「司法行政文書の管理」と題するコーナーを設置するに
至った経緯が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。